

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止 に向けた取組について

届出・申請などは 「郵送」等をご活用ください

都市計画課では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送による届出等の提出や電話による受付を推奨しています。申請や手続きについてご不明な点については、職員へお尋ねください。

1 郵送による手続きが可能なもの

①開発許可に関するもの

- ・ 開発登録簿の交付申請

②都市計画に関するもの

- ・ 都市計画法 53 条申請
- ・ 都市計画図等の複写（縦覧図・建築指導図・立適図面）
- ・ 図面の購入（都市計画図・白図 1/25000）
- ・ 図面の貸出（白図 1/10000, 1/2500）
- ・ 都市再生特別措置法（立地適正化計画）の届出
- ・ 都市機能誘導施設立地促進補助金の各種申請

③その他

- ・ 航空写真の複写
- ・ 国土利用計画法の届出

【郵送先】

〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市役所 都市計画課 宛

2 電話による手続きが可能なもの

①開発許可に関するもの（電話 028-632-2566）

- ・ 開発行為許可書の交付
- ・ 開発行為に関する工事の検査済証の交付
- ・ 開発行為又は建築に関する証明書の交付
- ・ 制限解除の交付
- ・ 開発許可取得状況等の照会

②都市計画に関するもの（電話 028-632-2642）

- ・ 用途地域等照会及び証明